

# フリーマーケット実施団体支援要綱

制定 平成13年6月 1日 区長決定 要綱第154号  
改正 平成20年6月30日 部長決定 要綱第364号  
改正 平成21年3月23日 部長決定 要綱第208号  
改正 平成25年9月 2日 所長決定 要綱第164号  
改正 令和 4年3月 7日 区長決定 要綱第 85号

## (目的)

第1条 この要綱は、家庭で不用になった生活用品等を各自が持ち寄り、各自が販売するフリーマーケット実施団体(以下「団体」という。)に対し、機材の貸出し等の支援を行いごみの減量およびリサイクルの推進を図ることを目的とする。

## (支援の内容)

第2条 団体に対して支援する内容は、次のとおりとする。

- ① 区立公園の使用申請に関すること。
- ② 区の広報紙等による区民への周知に関すること。
- ③ 各種用具の貸出しに関すること。

## (団体登録)

第3条 機材の貸出し等の支援を希望する団体は、フリーマーケット登録申請書(様式1)を区長に提出するものとする。

2 区長は、次条に定める基準に適合する団体と認めるときは、フリーマーケット実施団体名簿に登録する。

## (団体登録基準)

第4条 団体登録ができる団体は、次の各号の基準に該当する団体とする。

- ① 継続的にごみの減量およびリサイクルの推進を行うこと。
- ② 営利を目的としていないこと。
- ③ 出店者を募集し、出店料を徴収して実施するときの出店料が、1区画800円以内であること。
- ④ 特定の政党、特定の宗教または特定の教団等を支持しないこと。
- ⑤ フリーマーケットを実施するときに政治活動を行わないこと。
- ⑥ 区内に住所を有し、18歳以上の複数の者で構成されていること。
- ⑦ その他公序良俗に反する行為を行わないこと。

## (支援対象団体)

第5条 フリーマーケットの支援対象団体は、次の各号に掲げるいずれかの団体とする。

- ① 第3条第2項によりフリーマーケット実施団体名簿に登録された団体
- ② 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第2条第2項第7号(平成11年12月10日制定)により登録している活動団体
- ③ 品川区消費者団体登録要綱(平成元年5月31日制定)により登録している消費者団体
- ④ 社会福祉法人その他区長が認めた団体

## (支援の申請)

第6条 支援を受けようとする団体は、フリーマーケット支援申請書(様式2)を区長に提出する

ものとする。

- 2 支援回数は、1団体につき月1回とし、毎年度6回までとする。
- 3 受付は、実施月の3か月前の月の1日から開始し、実施日の7日前までとする。ただし、広報紙への記載受付は、実施日の2か月前までとする。

#### (区立公園の使用遵守事項)

第7条 区立公園を使用する団体は、次の事項を遵守すること。

- ① 公園の使用に際して、使用場所・時間・雨天時の対応等について、管轄する土木事務所や関連施設に出店者等からの問い合わせ等がないよう主催団体が責任を持って周知すること。
- ② 公園の利用者や近隣住民への影響を考慮し、搬入時間は午前9時以降とし、販売開始時間は午前10時以降とすること。
- ③ 公園の利用者や近隣住民への影響を考慮し、販売終了時間は午後4時までとし、搬出時間は午後4時30分までとすること。
- ④ 通路、ベンチ、子供の遊び場、遊具等について公園利用者の妨げとならないこと。
- ⑤ 公園使用時に公園内の土地または物件を損壊したときは、相当額を賠償すること。
- ⑥ 公園使用時に公園利用者に被害を与えたときは、責任を持って賠償すること。
- ⑦ 公園の使用権利を譲渡または転貸しないこと。
- ⑧ 公園使用後は、必ず清掃を行うこと。
- ⑨ 品川区立公園条例および同施行規則を遵守すること。
- ⑩ 区が使用する場合には、使用許可を取り消すことができる。

#### (出品物の制限)

第8条 フリーマーケットの出店者は、動物、医薬品、食料品、その他公共の場での販売にふさわしくないものを出品することはできない。

#### (実施時の注意事項)

第9条 団体は、実施に際して次の事項を遵守すること。

- ① 会場受付にフリーマーケット開催証(様式3)を掲げ、担当者を配置すること。
- ② 会場周辺に出店者および来場者が違法駐車等をしないような対処をすること。
- ③ 区が貸出した用具は、雨天時や強風時には使用しないこと。

#### (事業結果の報告)

第10条 団体は、フリーマーケット終了後、2週間以内にフリーマーケット実施報告書(様式4)を区長に提出するものとする。

#### (登録の有効期間)

第11条 登録の有効期間は、登録年度の翌年度の3月31日までとする。

#### (登録の更新等)

第12条 登録の更新等の手続きは、次のとおりとする。

- ① 更新は、有効期間の満了1か月前からフリーマーケット登録申込書を提出することができるものとする。
- ② 登録申請書の内容に変更が生じた場合は、1か月以内に登録申請書を提出するものとする。
- ③ 登録から更新までにフリーマーケットを1回も実施していない団体は、1年間は登録申請を

できないものとする。

(登録の取消)

第13条 区長は、団体の運営に関して出店者、来場者、近隣住民から苦情があった場合または団体が不正の手段により登録および報告を行った場合は、当該の団体の代表者に事情聴取等をしたうえで登録を取り消すことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、品川区清掃事務所長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。